

令和元年 9 月吉日

ベスパスポーツクラブ
会員様各位

ベスパスポーツクラブ

消費税法改正（税率引き上げ）の対応について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
日頃よりベスパスポーツクラブをご利用いただき厚く御礼申し上げます。

この度、国税庁から公表されている 2019 年 10 月 1 日からの「消費税法改正（税率引き上げ）」について、弊社における消費税の取扱いを下記の通り対応させていただくことになりました。内容をご確認いただき何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

現行 ： 税抜価格＋消費税 8%
改正後 ： 税抜価格＋消費税 10%

実施時期 ： 令和元年 10 月度対象分より （令和元年 9 月 25 日口座振替より）

適応対象 ： 消費税をお預かりする全ての取引（軽減税率対象取引は除く）
 入会金・年会費（子供のみ）・月会費・各種手続手数料・ショップ商品など

以上